

2026年3月6日

各位

会社名：株式会社パリミキホールディングス
代表者名：代表取締役社長 澤田 将広
(コード番号：7455 東証スタンダード)
問い合わせ先：執行役員CFO 柳沼 雅紀
(TEL. 03-6432-0732)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2026年2月4日付「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款一部変更に関する各議案について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2026年3月29日まで整理銘柄に指定された後、2026年3月30日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 併合する株式の種類
普通株式
- ② 併合比率
当社株式について、11,603,098株を1株に併合いたします。
- ③ 減少する発行済株式総数
58,015,485株
- ④ 効力発生前における発行済株式総数
58,015,490株(自己株式を含む)
- ⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5株
- ⑥ 効力発生日における発行可能株式総数
19株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社ルネット（以下「公開買付者」といいます。）、当社の代表取締役会長である多根幹雄氏、多根幹雄氏の親族である多根伸彦氏及び多根幹雄氏の親族である多根嘉宏氏（公開買付者、多根幹雄氏、多根伸彦氏及び多根嘉宏氏を総称して、以下「公開買付者ら」といいます。）以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第235条第1項の規定により当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第235条第2項が準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する株式を公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月31日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、2025年11月13日から2025年12月25日までの30営業日を公開買付けにおける買付け等の期間として公開買付者が実施した当社株式及び当社の新株予約権に対する公開買付けにおける当社株式1株あたりの買付け等の価格と同額である581円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称

株式会社ルネット

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社ルネットが銀行からの借入れにより賄うことを予定しているとのことです。当社は、当社の株主を公開買付者らのみとすることを目的とする一連の取引の実行手続において、公開買付者が提出した融資証明書を確認することによって、公開買付者における資金が確保されていることを確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は生じておらず、また今後発生する可能性も認識していないとのことです。

したがって、公開買付者による本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払のための資金を確保する方法については相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2026年4月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年5月中旬を

目途に当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年7月上旬から同月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

なお、当該売却代金は、本株式併合の効力発生日の前日である2026年3月31日時点の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付する予定です。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、2026年4月1日に効力が発生する予定です。

- ① 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は19株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は5株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式の売渡請求）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

- ② 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者らのみとなるため、定時株主総会の議決権の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第14条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。なお、当該変更の効力が発生した場合、2026年6月に開催を予定している定時株主総会につきましては、開催時点の株主をもって議決権を行使できる株主として取り扱う予定です。

3. 株式併合の日程

本臨時株主総会開催日	2026年3月6日（金曜日）
整理銘柄指定日	2026年3月6日（金曜日）
最終売買日	2026年3月27日（金曜日）（予定）
上場廃止日	2026年3月30日（月曜日）（予定）
本株式併合の効力発生日	2026年4月1日（水曜日）（予定）

以上